

改正

平成30年 6 月 1 日 告示第127号

令和元年10月24日 告示第145号

令和 7 年 3 月21日 告示第33号

那須塩原市空き家バンク利用契約媒介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那須塩原市空き家バンク実施要綱（平成28年那須塩原市告示第44号。以下「空き家バンク要綱」という。）に規定する空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクを介して行われた空き家の売買の当事者に対して不動産業者に支払った媒介手数料の一部を交付することに関し、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、継続して居住することをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンク要綱第 2 条第 1 号に規定する空き家で同要綱第 5 条第 2 項に規定する登録が行われている物件をいう。
- (3) 利用登録者 空き家バンク要綱第 6 条第 2 号に規定する空き家バンク利用希望者登録データベースに登録された者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 空き家バンクを利用して登録空き家を購入する者 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 登録空き家の売買契約に当たり、媒介手数料を支払った利用登録者であること。
 - イ 購入する登録空き家に居住し、かつ、10年以上定住する意思があること。
 - ウ 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。
- (2) 登録空き家の所有者 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 登録空き家の売買契約に当たり、媒介手数料を支払った登録空き家の所有者であること。
 - イ 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支払った媒介手数料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、10万円を限度に予算の範囲内において交付する。

2 補助金の交付は、住宅1戸につき1回の売買を限度とし、かつ、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登録空き家の売買契約を行った日(当該空き家に係る改修工事を行う場合においては、当該改修工事の完了後に工事目的物の引渡しを受けた日)から30日を経過する日までに、空き家バンク利用契約媒介手数料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空き家を購入する者にあつては、誓約書(様式第2号)
- (2) 市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類
- (3) 登録空き家の売買契約書の写し
- (4) 媒介手数料の金額を確認できる書類
- (5) 改修工事を行った場合にあつては、当該改修工事の完了後に工事目的物の引渡日を確認できる書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家バンク利用契約媒介手数料補助金交付等決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた日から30日を経過する日又は当該日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、空き家バンク利用契約媒介手数料補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空き家を購入する者にあつては、当該登録空き家に転入し、又は転居した後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 媒介手数料の領収書の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家バンク利用契約媒介手数料補助金額の
確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに空き家バンク利用契約媒介手数料補助金交
付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日以後に売買契約を締結した登録
空き家の購入について適用する。

（経過措置）

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から同年6月30日までに売買契約を行った登録
空き家に係る補助金の交付申請については、この告示の施行の日から30日を経過する日までにな
ることができる。

（補助金の見直し）

- 3 市長は、この補助金について、令和4年3月31日から5年を経過するごとに、その運用状況、
効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則（平成30年6月1日告示第127号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和元年10月24日告示第145号）

この告示は、令和元年10月24日から施行する。

附 則（令和7年3月21日告示第33号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。